

各施設の現状と課題等について

2019(令和元)年7月16日

第2回県有施設再編等の在り方検討懇話会

1 本町第3分庁舎

【築55年(昭和39年築)/RC造/地上3階】

①入居団体

- 1階 宮城県聴覚障害者情報センター(みみサポみやぎ)
→(一社)宮城県聴覚障害者福祉会に目的外使用許可。
- 2階 宮城県オリンピック・パラリンピック大会推進課執務室
→現時点では、2020(令和2)年度末まで使用予定。
- 3階 宮城県警察本部警備課執務室
→現時点では、2020(令和2)年度末まで使用予定。

②開設

平成6年度に土地と建物を取得
その後、分庁舎等として利用

③駐車場/ エレベーター

有(約18台) / 有

④運営形態

県直営

⑤現状・課題

- ▼平成11年度から平成13年度までは、国体・障害者スポーツ大会事務室として使用。平成14年度から平成26年5月まで警察本部分庁舎として使用。平成27年度から平成29年度まで、2階を全国和牛能力共進会事務局が使用。現在は①の入居団体が使用。
- ▼建物の屋上防水・外壁・内装・電気設備・機械設備等をそれぞれ部分的に改修を行っている。建物の劣化の進行に注視しながら、問題・異常が発生した都度の修繕により対応している。
- ▼県の将来的な組織及び人員を見通しながら、県庁周辺に点在する県有地の利活用を踏まえて、当該土地及び建物の利活用の方向性を検討する必要がある。現時点で将来的に入居が見込まれる県の組織又は団体等はない。



建物外観(南西側から撮影)



建物外観(南東側から撮影)



建物外観(北側から撮影)



建物入口(北側)

①設置目的

聴覚障害者全般に関して総合的かつ専門的に対応できる相談及び情報提供の窓口、また聴覚障害者を地域で支える中核的拠点。

②開設

平成27年1月

③開館日

月～土曜日(祝祭日を除く)
9:30～17:30

④運営形態

県の委託(運営主体:(一社)宮城県聴覚障害者福祉会)
委託料:41,024千円(令和元年度当初予算)

⑤主な事業

- ▼聴覚障害者に関するさまざまな情報提供
- ▼聴覚障害者に関する総合的・専門的な相談事業
- ▼啓発や交流・社会参加の中核的拠点として、聴覚障害者と地域とのつながりづくり
- ▼手話通訳者や要約筆記者の養成・研修・派遣

⑥主な利用者

聴覚に障害がある方及びその家族(支援者)
手話通訳者, 要約筆記者, 盲ろう通訳者

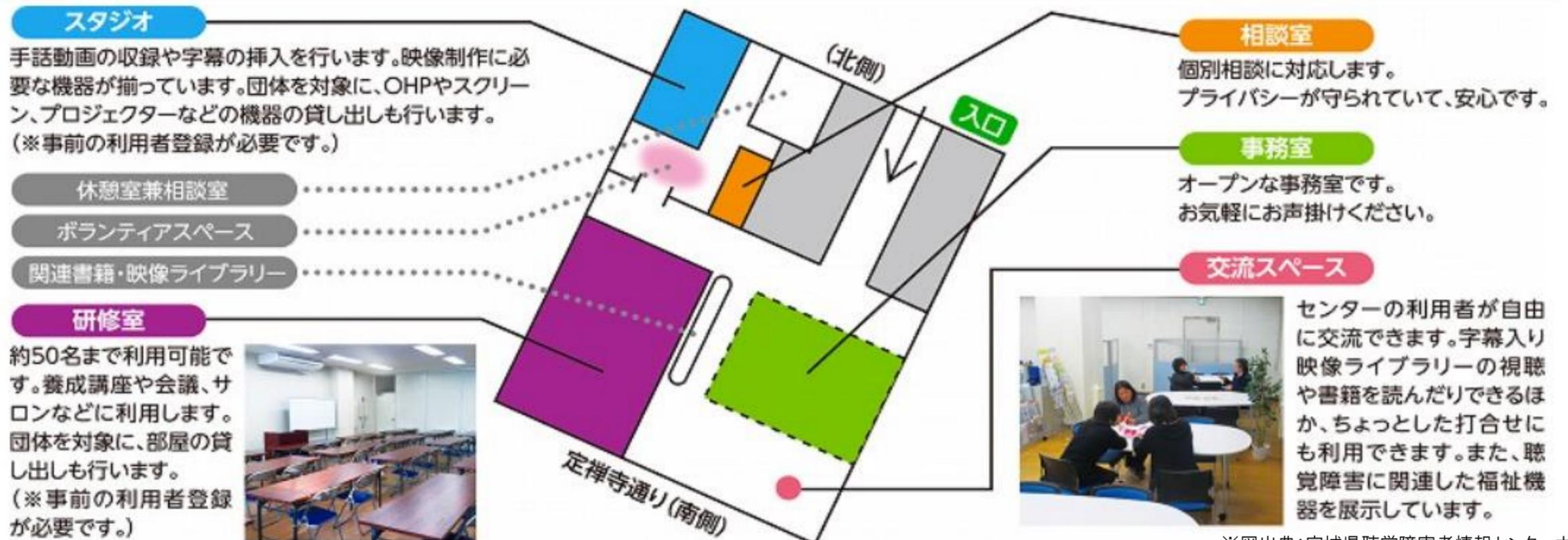
⑦類似施設

類似施設なし

⑧現状・課題

- ▼県内唯一の聴覚障害者情報提供施設。
- ▼現在は老朽化が進んでいる県有施設に入居しており、今後も現在の場所で運営できるかどうか不透明。
- ▼移転等をする場合は、現在の機能の維持、利用者が来所しやすい立地(交通アクセス・駐車場の確保等)が望ましい。

⑨諸室配置



2 東京エレクトロンホール宮城(宮城県民会館) 【築54年(昭和39年築)/SRC造/地上6階地下1階】

①設置目的

文化芸術活動の拠点施設として、文化芸術活動のための施設の提供、文化芸術を鑑賞する機会の提供、文化芸術活動に参加する機会の提供などの活動を行うため設置。

②根拠法令

県民会館条例(昭和39年宮城県条例第1号)

③開設

昭和39年9月

④運営形態

指定管理(宮城県民会館管理運営共同企業体:(公財)宮城県文化振興財団, (株)東北共立, 陽光ビルサービス(株))

指定管理期間:平成31年4月~令和6年3月(指定管理料5年間合計677,396千円)

⑤開館日

毎月第2水曜日, 年末年始を除く日

9:00~21:00

⑥駐車場/ エレベーター

有(地下・10台) / 有

⑦類似施設

仙台市:仙台市民会館のほか, 区ごとに文化ホールあり

民間施設:仙台サンプラザホール, 川内萩ホール, 電力ホール

⑧現状・課題



建物正面(南東側から撮影)



建物裏側(南東側から撮影)

搬入口

▼全体的に老朽化が進んでいるため, 計画的な修繕・改修が必要である。これまでも大規模な設備改修を行ってきたものの, 近年求められている施設設備となっていない。電気設備や舞台機構設備などの修繕更新には多額の費用が見込まれる状況である。

▼駐車場が少ないほか, 資材搬入に際し, 大型トラックが駐車できず, 毎回道路使用許可が必要である。さらに, 座席が狭い, トイレが少ない, バリアフリー化が遅れているなど来場者に対するアメニティが低い。

▼現地で建て替える場合, 敷地が狭いため, 建設計画の自由度がなく, 仙台市の駐車場附置義務条例により, 新たに約50台分の駐車場の確保が必要となる。また, 4年程度の休館が見込まれる。

(これまでの検討経過等)

▼仙台市において, 音響を重視した高機能な2000席規模の多機能ホールの整備について検討を進めている。

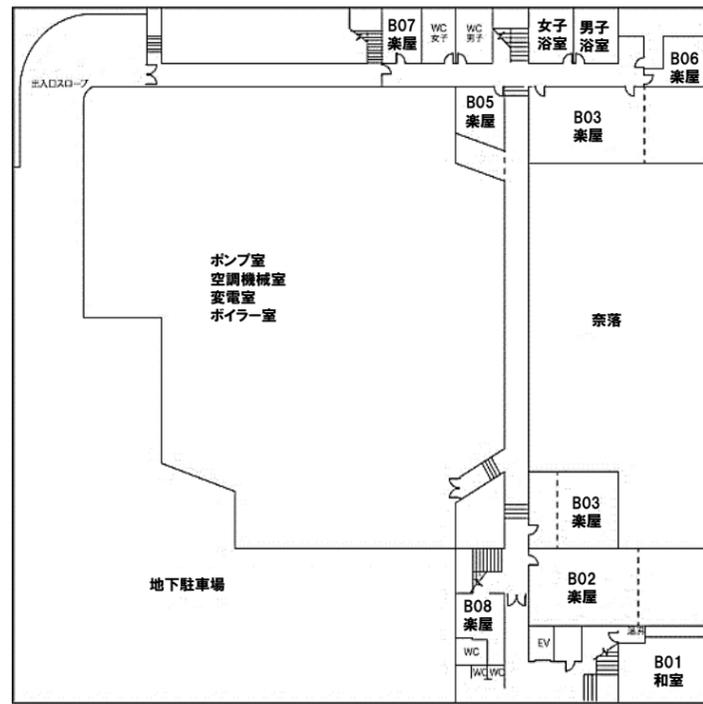
▼仙台市の検討を前提に, 平成30年度に「県民会館需要調査」を実施した。需要調査の総括として, 「現在の県民会館の高稼働状況及び仙台市内のホール不足への対応を考慮すると, 県が2000席規模の施設を整備しても, 施設の供給過剰となることは想定されにくい」という結果が示された。

▼平成31年2月から文化政策や文化施設に識見を有する学識経験者, 施設運営管理者などで構成される「県民会館の整備のあり方に関する有識者会議」を開催し, 県民会館の整備に係る方向性, 機能, 規模, 立地条件等について, 意見聴取を行っている。(令和元年7月時点で計3回開催)

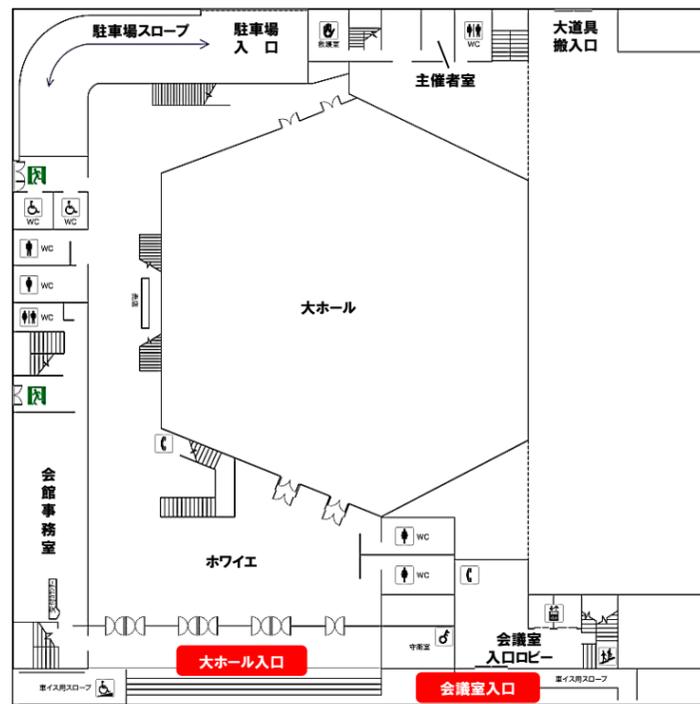
⑨ 諸室配置

※各図とも下が建物正面(定禅寺通り側)

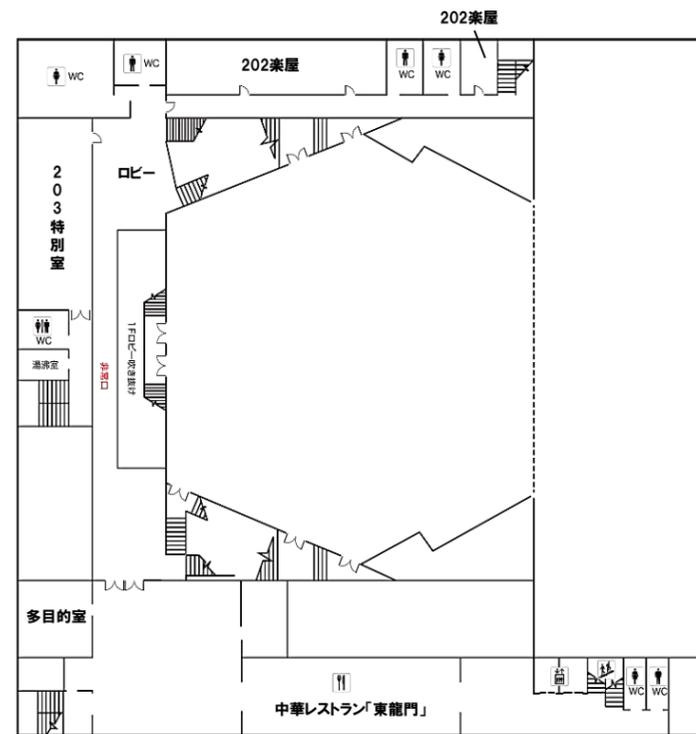
※図・写真出典:東京エレクトロンホール宮城(県民会館)ホームページ



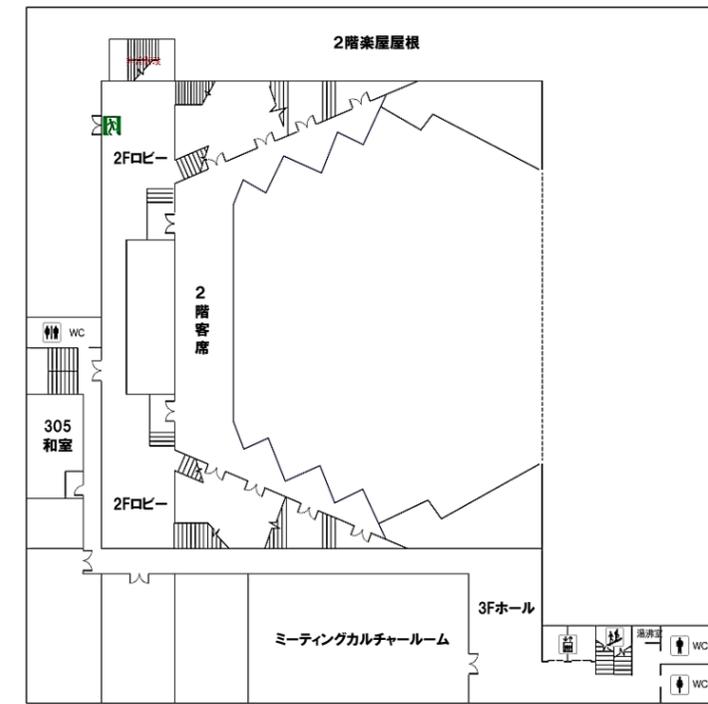
B1階



1階



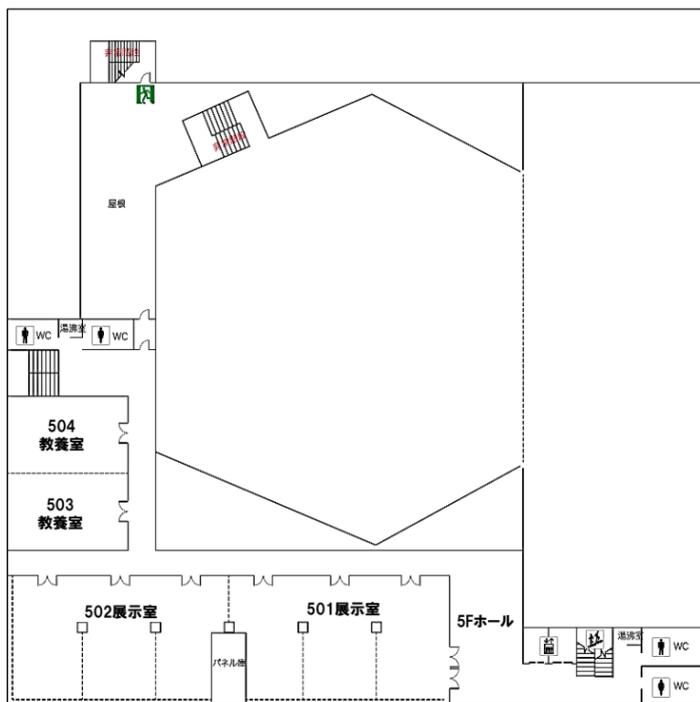
2階



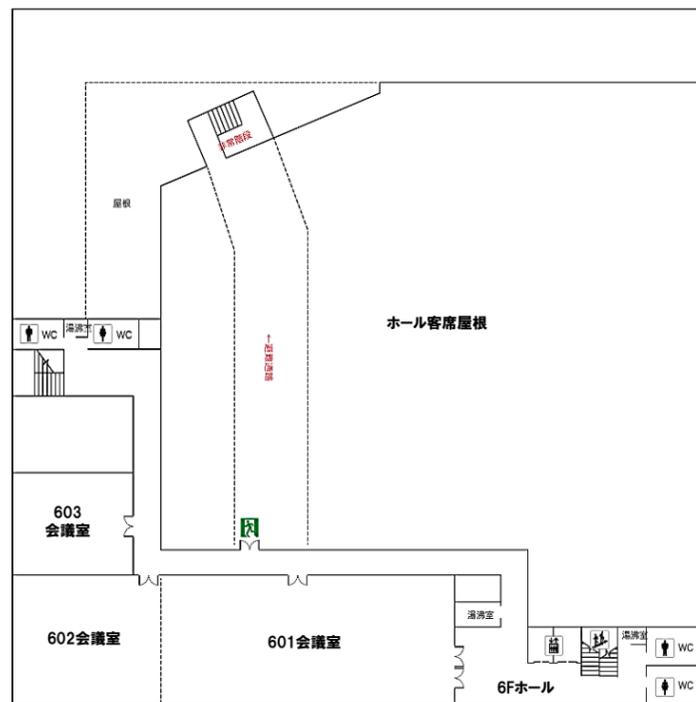
3階



4階



5階



6階

諸室の構成

- ▼大ホール【席数1590席, 舞台】
- ▼楽屋 ▼特別室 ▼浴室
- ▼奈落
- ▼貸し会議室等【計13室】
 - 大・中・小会議室(4)/和室(4)
 - 展示室(2)/教養室(2)
 - リハーサル室(1) ※()内は部屋数

○レストラン(2階)



舞台(プロセニウム形式)



観客席全景



リハーサル室(4階)



教養室(5階)



展示室(5階)

3 榴ヶ岡分室庁舎(旧公文書館)

【築51年(昭和42年築)/RC造/地上3階地下1階】※本館

①入居団体

1階・書庫棟1階 宮城県民間非営利活動プラザ
2階・3階・書庫棟(1階を除く) 宮城県文化財課分室
3階 宮城県婦人会館

②開設

昭和43年1月 ※宮城県図書館

③運営形態

宮城県民間非営利活動プラザ(みやぎNPOプラザ)・宮城県婦人会館:指定管理
文化財課分室:県直営 ※建物の維持管理は文化財課が所管

④駐車場/ エレベーター

有(約40台) / 有

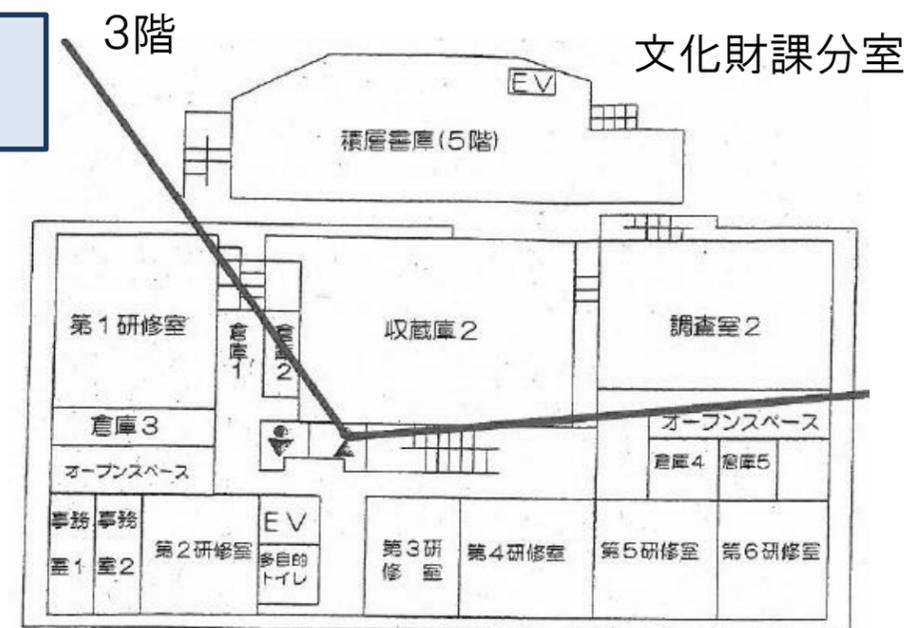
⑤現状・課題

- ▼昭和43年から平成9年まで旧宮城県図書館,平成13年から平成24年まで旧公文書館として使用。
- ▼建物の躯体の一部にコンクリートの剥離があり,屋上防水の劣化及び雨漏りの発生,内外壁のモルタルの浮き等見られる。電気設備は更新されている機器が多いが,建設当初の分電盤がある。衛生設備は30年程度経過しており,全面更新の必要がある。

(文化財課分室)

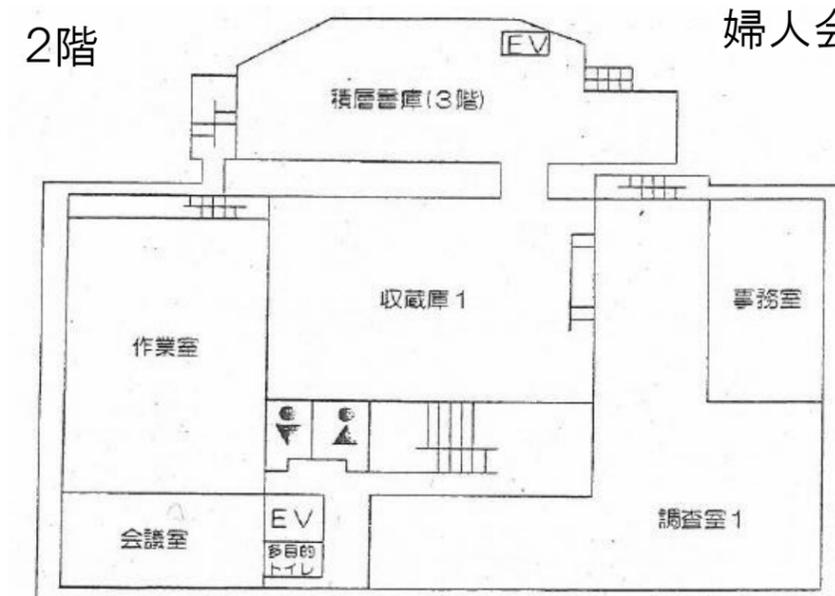
- ▼県内の埋蔵文化財発掘調査拠点として,発掘調査によって出土した土器,石器等の遺物の整理,記録作成等の業務を行う。また,出土資料等の一時保管等も行っている。
- ▼「調査拠点・資料の整理機能を担う」分室,「資料の収蔵保管機能を担う」浮島収蔵庫(旧東北歴史資料館/多賀城市),「これらの資料の公開展示機能を担う」東北歴史博物館(多賀城市)との間で,緊密な人的・物的連携・連絡が欠かせない関係にある。
- ▼移転・建替え等に当たっては,東北歴史博物館と近接した立地が望ましい。また,現在の機能の確保が必要。県内全域に及び開発事業と埋蔵文化財の保護調整を担う文化財課(県庁内)との連絡の利便性も考慮する必要がある。

⑥諸室配置

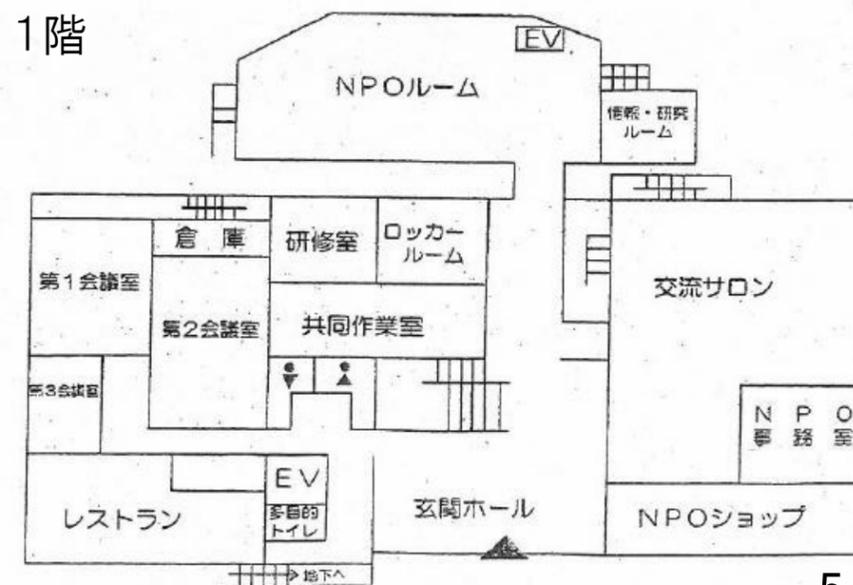


宮城県
婦人会館

2階



1階



1F 宮城県民間非営利活動プラザ(みやぎNPOプラザ)

①設置目的

民間非営利活動を総合的に促進するための拠点施設として設置。

②根拠法令

民間非営利活動拠点施設条例
(平成12年宮城県条例第138号)

③開設

平成13年4月

④開館日

火～金曜日 9:30～21:30
日・祝日 9:30～17:30

⑤運営形態

指定管理(認定特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる) ※条例により指定管理者は民間非営利活動団体に限定
指定管理期間:平成31年4月～令和4年3月(指定管理料3年間合計99,389千円)

⑥主な事業

- ▼相談・研修等による民間非営利活動の促進・団体の育成
- ▼交流サロン, みやぎNPO情報ネット, 情報誌による情報の提供・発信
- ▼自治体設置の中間支援センターとのネットワーク構築及び業務支援
- ▼事務室, レストラン等の貸施設の提供による団体の育成支援

⑦主な利用者

民間非営利活動団体, 一般県民

⑧類似施設

仙台市市民活動サポートセンター
仙台市を除く仙台圏4ヶ所, 他圏域7ヶ所にNPOを支援する中間支援センターがある。

⑨現状・課題

- ▼NPOを支援する県内の中間支援センターの中核的拠点であり, みやぎNPOプラザを中心としてネットワークを形成し, 技術面や運営面で連携を図っている。
- ▼近年, 社会課題の多様化, 複雑化に伴い, 行政の対応に限界が生じており, 公共を担う主体としてNPOへの期待が高まっている。平成13年度末には, NPO法人数は113であったが, 平成30年度末には, 825(うち413が県所轄)まで増加している。
- ▼運営基盤の脆弱なNPOが依然として多く, 活動の継続と自立に向けた取組が課題。
- ▼県内の中核機能拠点であるため, 県内各地から利用者が訪れており, 公共交通機関の利便性は重要な要素であるが, 車利用者も少なくないため, 移転等に当たっては, 駐車スペースの確保が必要。

⑩諸室の構成

- ▼NPOルーム(貸事務室, 大中小計10室)
- ▼交流サロン
- ▼NPOショップ
- ▼貸ロッカールーム
- ▼貸し会議室等(計4室)
- ▼共同作業室
- ▼事務室
- ▼レストラン
- 等

①設置目的

女性団体の活性化, 女性の教養の向上に寄与するため設置。

②根拠法令

婦人会館条例(昭和47年宮城県条例第4号)

③開設

昭和47年2月
※平成22年に現在の建物に移転

④開館日

火～土曜日 9:00～21:00
日・祝日 9:00～17:00

⑤運営形態

指定管理((一財)みやぎ婦人会館)
指定管理期間:平成31年4月から令和4年3月(指定管理料3年間合計 40,868千円)

⑥主な事業

- ▼女性団体の活性化, 一般教養の向上のための研修の実施
- ▼女性団体の活動に関する情報収集及び指導・助言
- ▼会館施設, 設備(研修室等)の提供

⑦主な利用者

婦人会等の女性団体及び一般女性

⑧類似施設

エル・パーク仙台, エル・ソーラ仙台, 民間のカルチャースクール 等

⑨現状・課題

- ▼昭和47年の設立以降, 女性活躍の場を提供し, 婦人団体主催事業への指導助言を行うなど, 女性の教養向上のための拠点施設として利用されており, 市民センターやカルチャースクール等とは異なり, 幅広く県下の女性団体の活動及びそのネットワークづくりを支援している。
- ▼婦人会館の活動に若い世代が参加したくなるような, 時代のニーズに応じた事業内容等を検討する必要がある。
- ▼移転に当たっては, 主たる事業が研修事業であることから, 現在と同等以上の機能を有した研修室が必要。また, 県内各地から利用者が参集するため, 一般交通機関の利便性の良い場所, 所有している大型バスが入出庫可能な駐車場の確保が望ましい。

⑩諸室の構成

▼研修室(貸室, 大・小計6室) ▼事務室(3室) ▼倉庫 等

4 エスポールみやぎ(宮城県青年会館)

【築41年(昭和52年築)/RC造/地上4階地下1階】

①設置目的

県内の青少年の文化と教養の向上を図るとともに、青少年の組織活動の発達を助長し、時代を担う健全な青少年の育成に寄与する。

②開設

昭和30年12月 ※昭和52年に現在の位置に移転。

③運営形態

(一財)宮城県青年会館が運営

④開館日

年末年始以外は開館

⑥主な事業

- ▼青少年地域活動支援及び指導者育成事業
- ▼生涯学習コミュニティカレッジ及び子育て支援事業
- ▼青少年団体及び各種学校宿泊研修奨励事業, 事務室貸
- ▼みやぎ青年婚活サポート事業(宮城県委託事業)

⑤駐車場/ エレベーター

有(約100台) / 有

- ▼青年情報の発信事業
- ▼各種国際交流事業

⑦主な利用者

青少年団体(小中高校生, スポ少など), 一般企業

⑧類似施設

エル・パーク仙台, エル・ソーラ仙台
民間の宿泊施設, 結婚相談所等

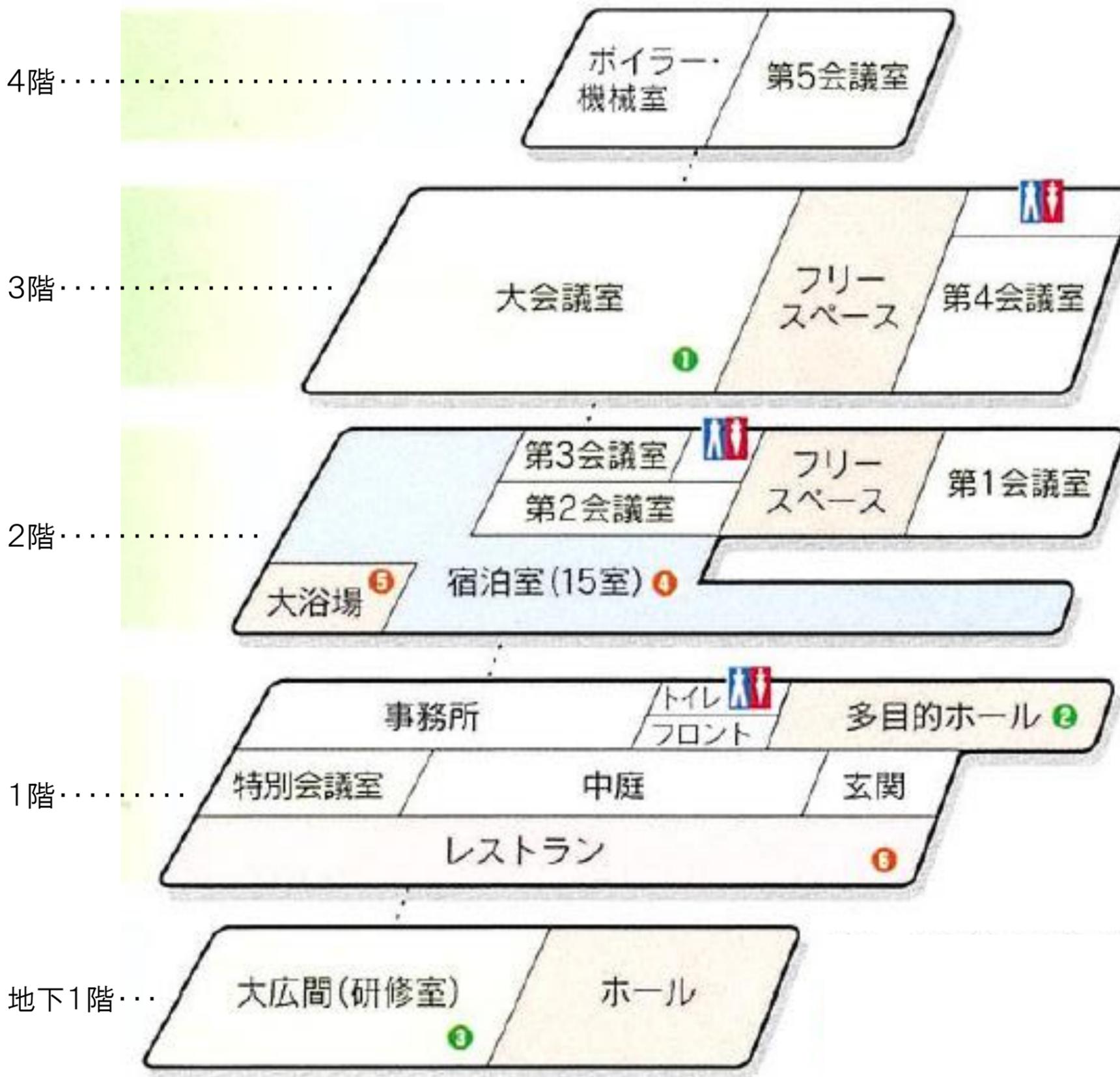
⑨現状・課題

- ▼昭和45年の財団設立以降, 青年及び青年団体の活動拠点として, 県の事業を代行, 補完する役割を担っている。
- ▼建物の躯体に, ひび割れ, 雨漏り跡, 基礎や床の一部に沈下等が見られる。敷地内排水マス沈下等で排水不良も起きている。財団としては建替えを視野に検討を進めている。
- ▼移転・建替え等に当たっては, 研修事業が多いため, 複数の研修室が必要。また, 一定の宿泊利用があり, 宿泊研修事業の充実を図る観点から, 宿泊施設を維持することが望ましい。



※写真出典:エスポールみやぎ(宮城県青年会館)ホームページ

⑩ 諸室配置



諸室の構成

- ▼多目的ホール(貸室) ▼会議室(貸室・大中小計6室)
- ▼研修室(貸室・3室) ▼宿泊室(和室11室, 洋室4室)
- ▼レストラン ▼浴室・コインランドリー 等



2階 第1会議室



3階 大会議室



2階 宿泊室(和室)



2階 宿泊室(洋室)



地下1階 大広間(研修室)



1階 多目的ホール

※図出典:エスポールみやぎ(宮城県青年会館)パンフレット
 写真出典:エスポールみやぎ(宮城県青年会館)ホームページ

5 宮城県母子・父子福祉センター

【築39年(昭和55年築)/RC造/地上3階】

①設置目的

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対して、各種相談、生活指導など母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉のための便宜を総合的に供与。

②根拠法令

母子・父子福祉センター条例
(平成17年宮城県条例第120号)

③開設

昭和55年4月

④運営形態

指定管理((公財)宮城県母子福祉連合会)
指定管理期間:平成27年4月から令和2年3月(指定管理料5年間計89,700千円)

⑤開館日

火・土曜日, 祝祭日, 年末年始を除く日
9:00~17:00

⑥駐車場/ エレベーター

有(約10台) / 無

⑦主な事業

- ▼母子父子家庭等電話相談事業
- ▼就業支援講習会等事業
(介護職員初任者研修/パソコン講習(Excel・Word))
- ▼就業支援事業 ▼就業情報提供事業

⑧主な利用者

ひとり親及び寡婦とその子ども

⑨類似施設

仙台市:ひとり親家庭相談支援センター(2ヶ所設置)
※仙台市から委託を受けて、宮城県母子・父子福祉センターでも(仙台市民を対象に含めた)就業支援講習会を実施している。

⑩現状と課題

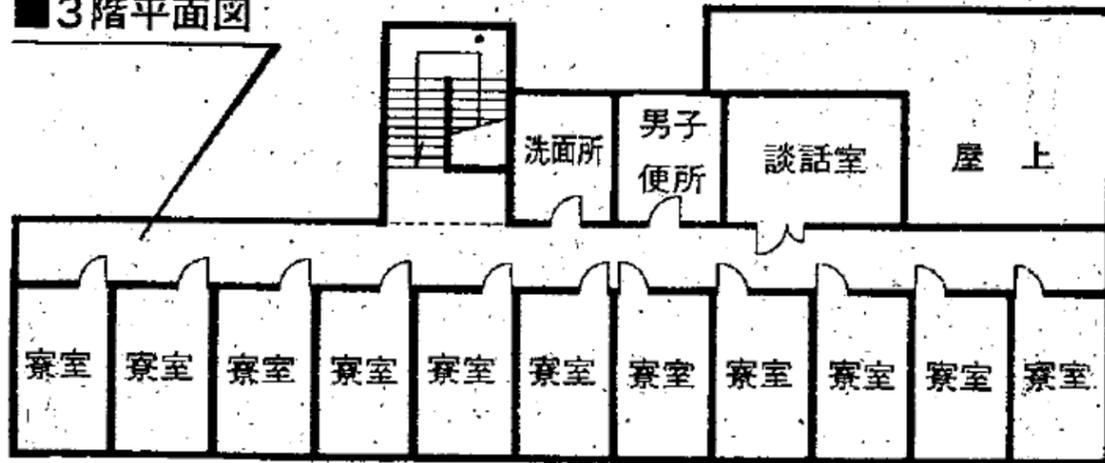
- ▼全体的に外壁の劣化が進行しており、各所にコンクリートのひび割れや爆裂、塗装の剥離がある。屋上防水の経年劣化も見られ、計画的な改修が望ましい。電気設備と機械設備のほとんどが建設当初のままで、全面更新の必要がある。なお、使用頻度が少ない2階以上の水栓から赤水が発生している。
- ▼2階の一部と3階にある寮機能は現在使用していない。
- ▼移転・建替え等に当たっては、県内全域から子ども連れで来館する機会が多いため、駐車場の確保が必要。



建物正面(東側から撮影)

⑪ 諸室配置

■ 3階平面図

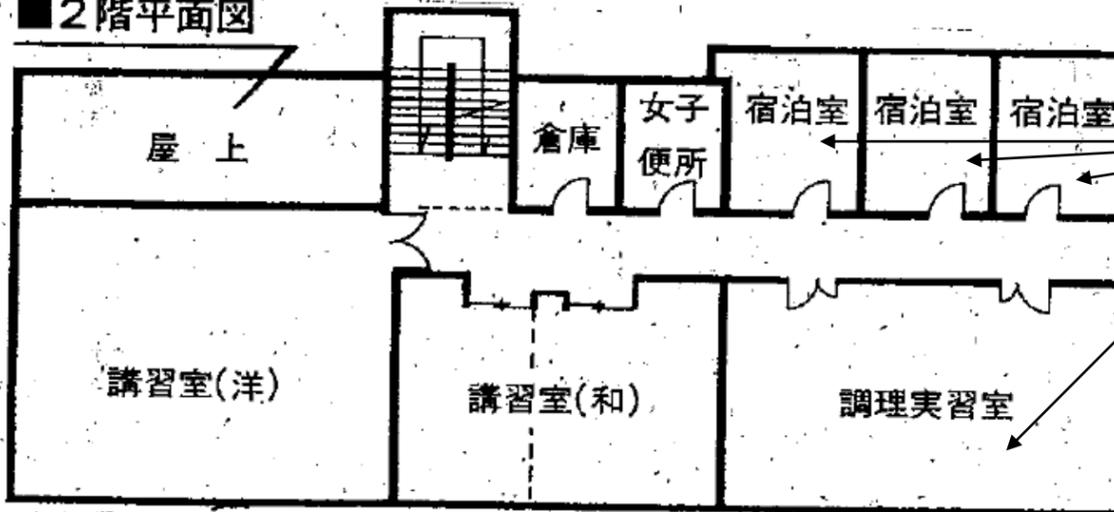


不使用

諸室の構成

- ▼ 講習室(3室)
 - ▼ 会議室(1室)
 - ▼ 相談室
 - ▼ 事務室
 - ▼ 応接室
 - ▼ 保育室 等
- ※3階の各室, 2階の調理室及び宿泊室は不使用

■ 2階平面図



不使用



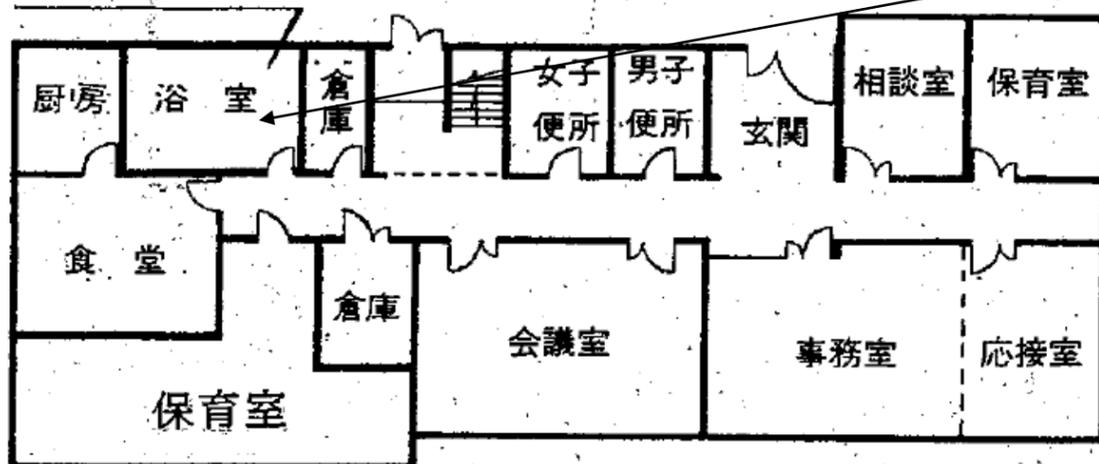
2階 講習室



1階 保育室

不使用

■ 1階平面図



1階 講習室



1階 相談室

6 宮城県第二総合運動場

【築38年(昭和56年築)/SRC造/地上5階】※武道館

①設置目的

武士道に由来するスポーツ(柔道, 剣道, 弓道)の拠点として設置。

②根拠法令

総合運動場条例(昭和56年宮城県条例第2号)

③開設

宮城県武道館:昭和56年3月 宮城県合宿所:平成4年3月
宮城県弓道場:(近的)平成12年4月/(遠的)平成11年3月

④運営形態

指定管理(宮城県スポーツ協会, ミズノグループ)

指定管理期間:平成29年4月から令和4年3月(指定管理料5年間合計283,000千円)

⑤開館日

月～土曜日 9:00～21:00

日・祝祭日 9:00～17:00

⑥駐車場/ エレベーター

有(約240台, 大型バス用6台)
/ 無

⑦主な利用者

武道愛好家, 文化スポーツサークルメンバー(太極拳, フォークダンス, 卓球等), 学校部活動部員

⑧類似施設

柔道場, 剣道場, 弓道場は各市町村施設や学校施設等にも整備されている場合がある。

⑨現状と課題

▼県内唯一の柔道場, 剣道場, 弓道場を一カ所に備える施設である。県・東北レベルの柔道・剣道・弓道の大会が開催される。

敷地内に, 武道館, 弓道場, 合宿所, クライミングウォールがあり, それぞれ建築年が異なる。

▼武道館については, 屋上防水シートの一部に劣化が見られる。受変電設備は近年に更新されているものの, その他の電気設備, 機械設備は建設当初のままで, 全面更新の必要がある。また, 障害者席やエレベーターが整備されておらず, バリアフリーに課題がある。

▼武道館以外の施設については, 特に劣化等の箇所は見られず, 概ね良好な状態を保っている。

▼移転等に当たって, 柔道場, 剣道場, 弓道場の面数, 射場については, 現在の数を確保することが望ましい。クライミングウォールについては公式競技の規格外施設であり, 合宿所は利用者が減少傾向にあることから, 存続の可否を検討する必要あり。

※写真出典:宮城県第二総合運動場
ホームページ



宮城県武道館



宮城県弓道場(近的)

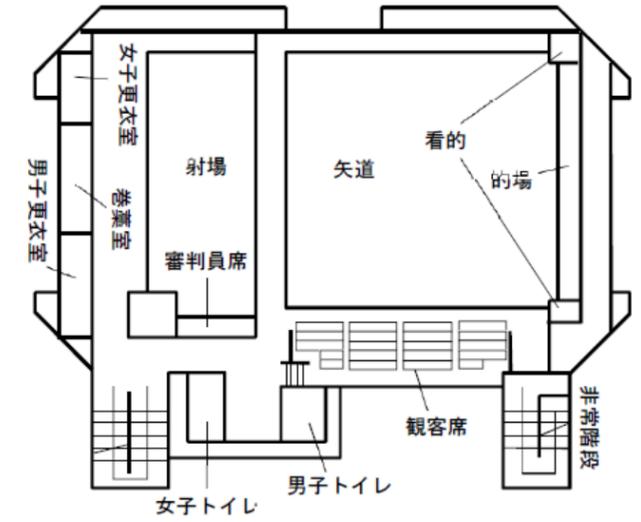


宮城県合宿所

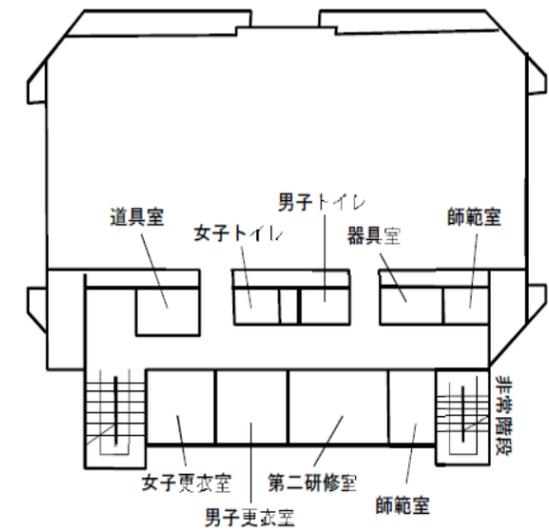
⑩敷地配置



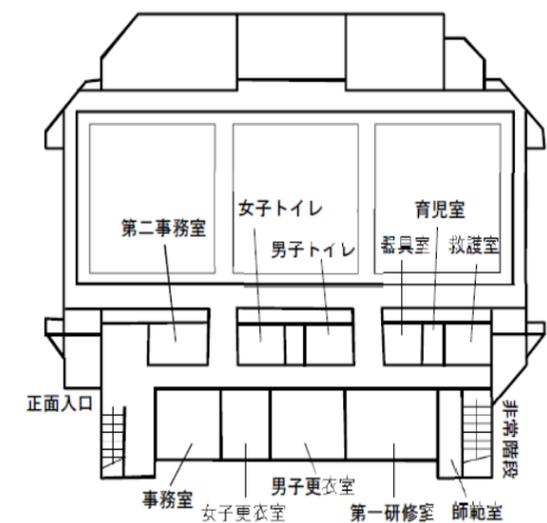
⑪諸室配置(武道館)



5階(弓道場)



3~4階(剣道場)



1~2階(柔道場)



武道館1~2階(柔道場)



武道館3~4階(剣道場)



武道館5階(弓道場)

7 宮城県美術館

【築37年(昭和56年築)/RC造/地上2階地下1階】※本館

①設置目的

美術作品及び美術に関する資料の収集・保管・展示，美術に関する調査研究及び普及活動を行うことで，美術文化の振興を図る。

③開設

本館：昭和56年11月 佐藤忠良記念館：平成2年6月

⑤開館日

火～日曜日 9:30～17:00
※月曜日が祝日の場合は開館(この場合，翌日が休館)

⑦駐車場／エレベーター

有(約200台) / 有

⑧類似施設

県内に同規模の美術館はない。
県民ギャラリーについては，東京エレクトロンホール宮城(県民会館)，
せんだいメディアテーク等にも貸し展示室機能がある。

⑨現状と課題

- ▼屋内外の建物，設備等が老朽化しており，その更新が必要。
- ▼収蔵品の蓄積により収蔵庫が狭隘化しており，美術品を安全に保管するための収蔵スペースが必要。
- ▼利用者のニーズの変化に伴い，バリアフリー化，ユニバーサルデザインの導入，ICT環境の整備等，インバウンドを含む利用者の拡大に対応する必要がある。

(これまでの検討経過等)

上記現状を踏まえ，平成29年度末に「宮城県美術館リニューアル基本方針」を策定しており，現時点での課題については，今後対処すべき対応策が示されている。

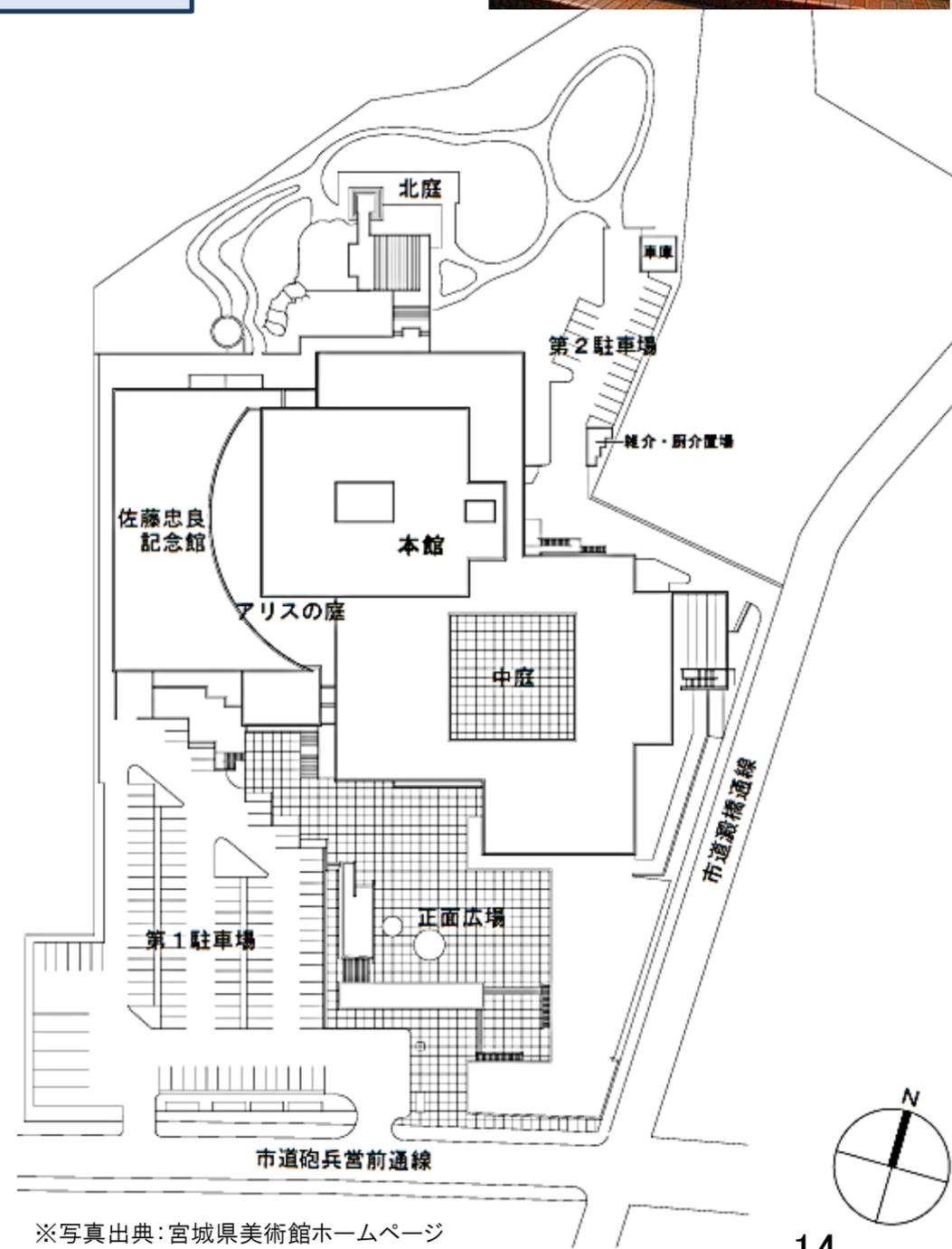
②根拠法令

美術館条例
(昭和56年宮城県条例第20号)

④運営形態

県直営

⑥敷地配置

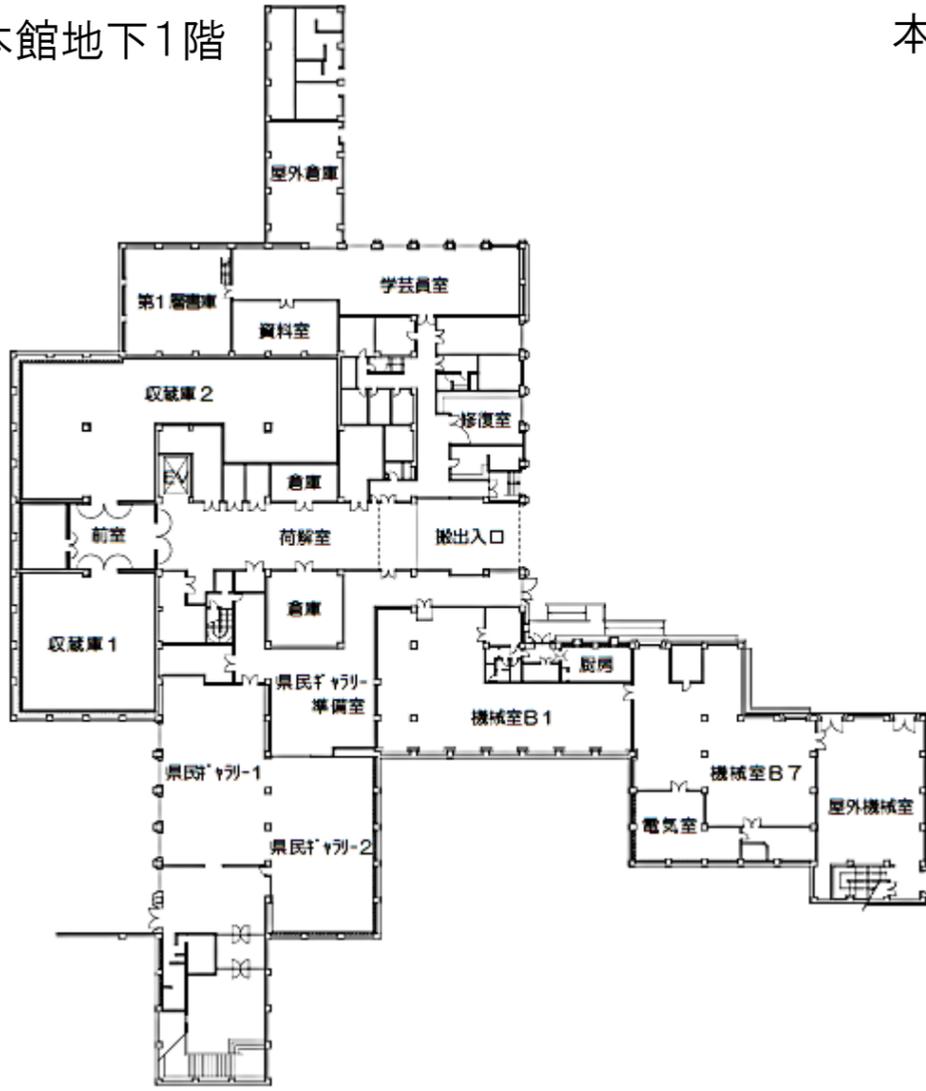


※写真出典：宮城県美術館ホームページ
図出典：宮城県美術館リニューアル基本方針

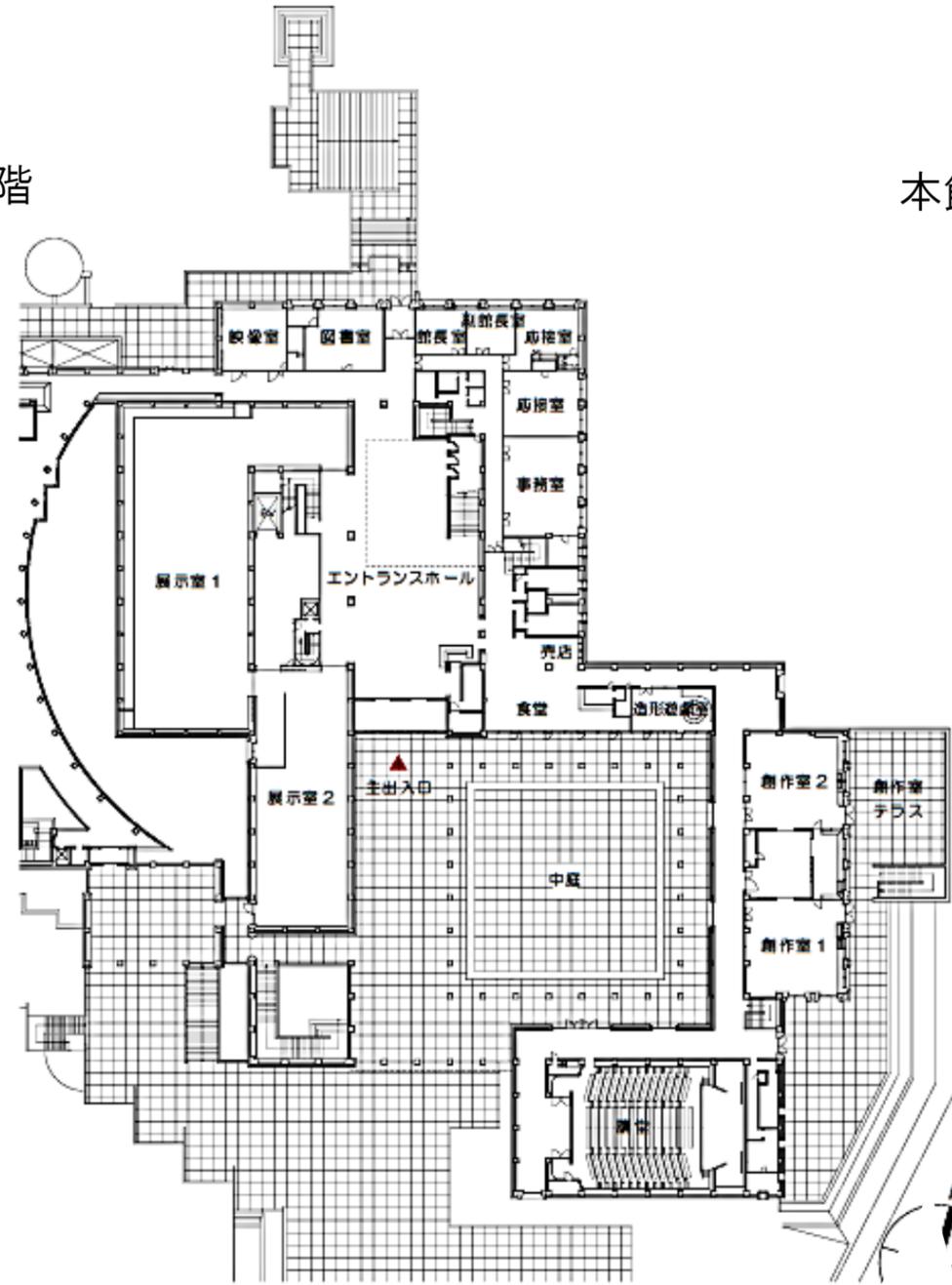
⑪ 諸室配置 (本館)

※写真出典:宮城県美術館ホームページ
図出典:宮城県美術館リニューアル基本方針

本館地下1階



本館1階



本館2階



中庭



エントランスホール



展示室



創作室



県民ギャラリー



講堂

諸室の構成

- ▼常設展示室 ▼特別展示室 ▼収蔵庫 ▼講堂(315席) ▼学芸員室 ▼図書室 ▼レストラン ▼ミュージアムショップ
- ▼県民ギャラリー(県民の創作活動の発表及び鑑賞の場として個展やグループ展など一般に貸出) ▼造形遊戯室(子どもが遊べる部屋。木製の遊具や絵本あり)
- ▼創作室(いつでも誰でも制作に利用できるアトリエ。各種道具が揃う) 等

①入居団体

No	名称
1	(公財)宮城県腎臓協会
2	(公財)宮城県食品衛生協会
3	宮城県食肉生活衛生同業組合
4	宮城県腎臓病患者連絡協議会
5	日本ボーイスカウト宮城県連盟
6	ガールスカウト宮城県連盟
7	(一社)宮城県ペストコントロール協会
8	宮城県中華飲食生活衛生同業組合
9	(公財)日本防災通信協会宮城県支部
10	(公財)宮城県防犯協会連合会
11	(一社)宮城県安全運転管理者協会
12	宮城県クリーニング生活衛生同業組合
13	宮城県スポーツ推進委員協議会

※宮城県土木部都市計画課の書庫有

②開設

昭和58年5月 ※仙台東土木事務所

③駐車場/ エレベーター

有(約72台) / 無

④運営形態

県直営

※入居団体で管理団体を組織し、日常の管理は当該管理団体が行う。

⑤現状と課題

▼昭和58年、仙台東土木事務所庁舎として建設。平成20年に仙台東土木事務所が仙台土木事務所(宮城野区幸町)に統合して以降、県の書庫等で使用するほか、各種団体(現在13団体)に目的外使用許可を出し、使用を認めている。

▼屋上防水等の劣化が進行しており、計画的な修繕が必要。電気設備・機械設備については、建設当初から更新されていないものが多く、全面更新の必要がある。特に、空調設備については、主要な機器に不具合が発生しており、更新を計画している。

▼同一敷地内に、車庫4棟(入居団体車庫/除雪車輛倉庫(宮城県土木部)/水防倉庫・書庫(宮城県土木部)/緊急用資材保管庫(宮城県企業局)),無線局舎(中継局・宮城県危機対策課所管)がある。これらの付属施設についてはほとんど支障は見られない。



建物外観(東側から撮影)

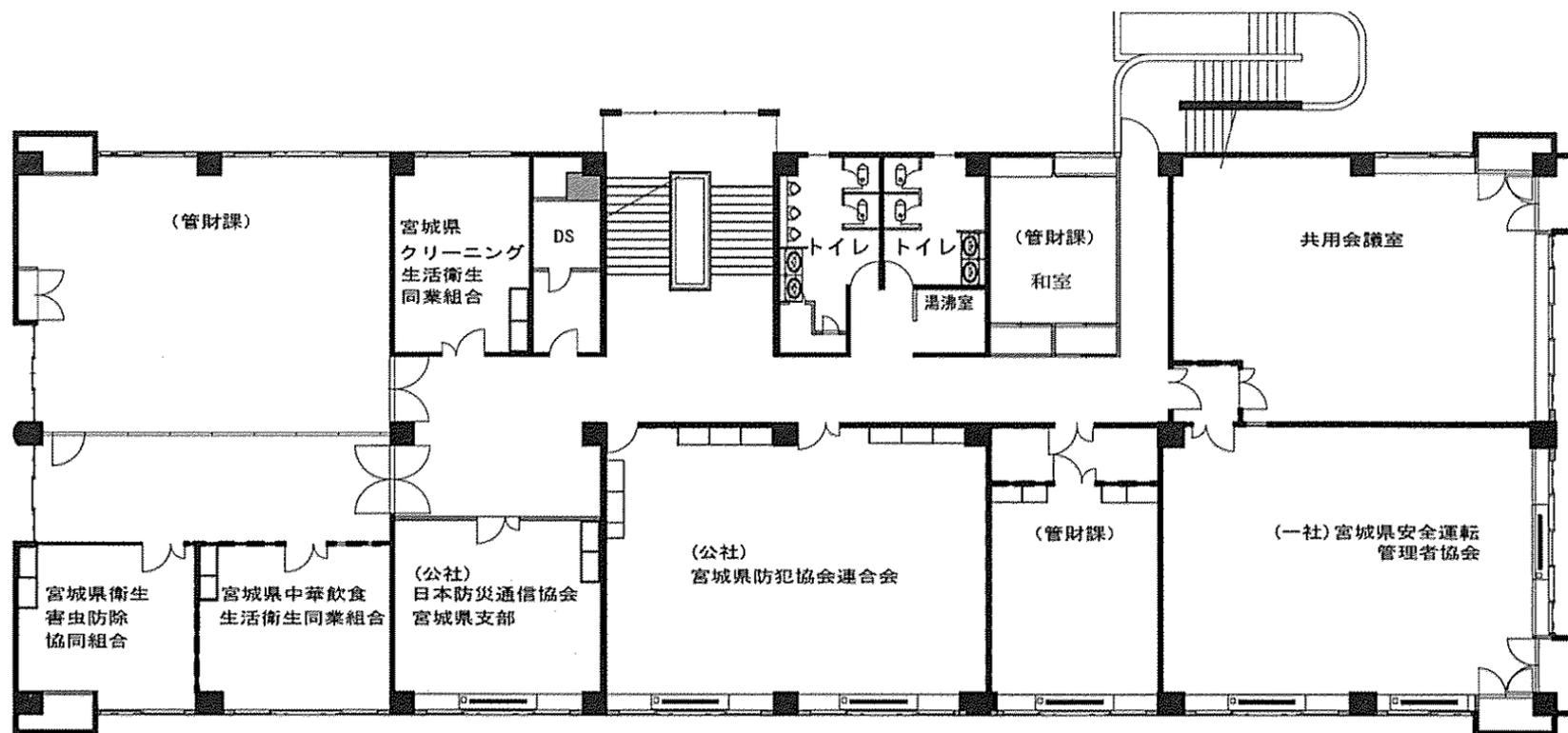


建物外観(西側(国道45号側)から撮影)

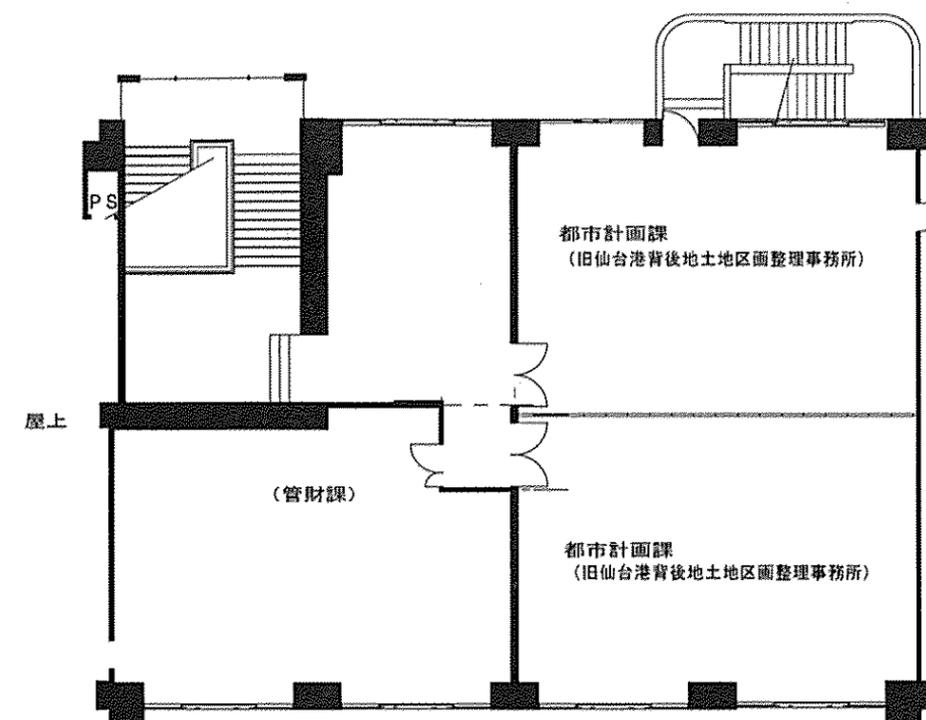


水防倉庫

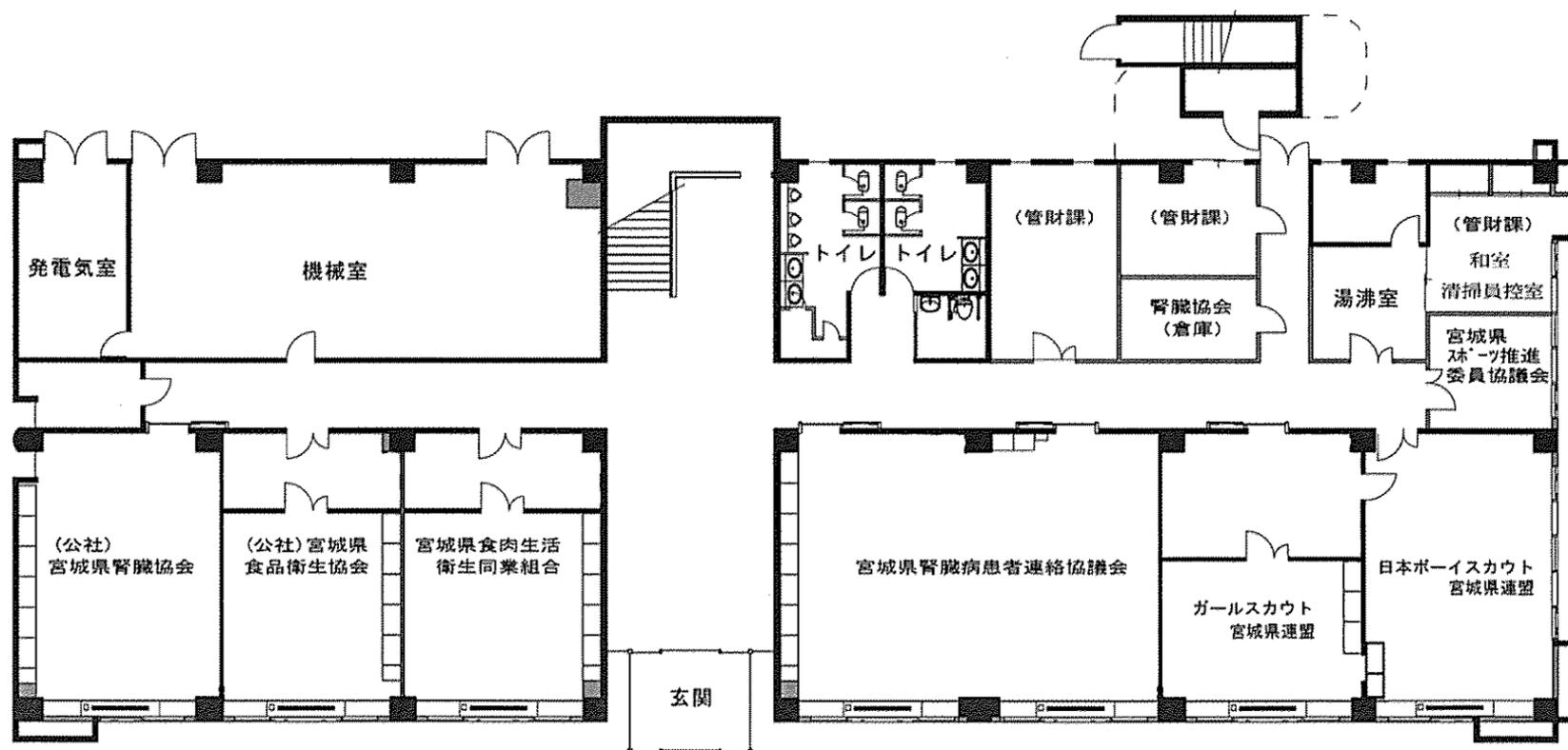
⑥ 諸室配置



2階平面図



3階平面図



1階平面図

9 商工振興センター

【築31年(昭和63年築)/SRC造/地上3階地下1階】

①設置目的

宮城県の経済と地域社会を支えている中小企業の振興を図るための拠点施設であり、入居している各商工関係団体が公益事業等を展開している。

②入居団体

- 1階 宮城県中小企業団体中央会((一財)宮城県商工振興センター)
 - 2階 宮城県商工会連合会, 宮城県火災共済協同組合
 - 3階 (公財)みやぎ産業振興機構, (公社)宮城県物産振興協会
- ※地下1階は資料室

③開設

昭和63年3月

④運営形態

施設管理者: (一財)宮城県商工振興センター

⑤駐車場/ エレベーター

有(約50台) / 有

⑥現状と課題

- ▼土地及び建物については共有となっており、宮城県も持ち分を所有している。
- ▼外壁のタイルのひび割れや浮きが複数個所で見られる。排煙用の窓の開閉不良等の不具合もあり、修繕等の対応が必要。電気設備は更新されている機器が多いが、建設当初の分電盤がある。衛生設備は30年程度経過しており、全面更新の必要がある。
- ▼移転・建替え等に当たっては、県と関わりの深い団体(入居団体のうち4つが公社等外郭団体として指定)が多く、県庁からの距離は重要な要件である。また、現在と同程度の面積が必要と思われるが、入居団体の意向を確認する必要がある。

⑦諸室の構成

各団体事務室等, 資料室 等



建物外観(南東側から撮影)

